

休暇制度改善（21年4月1日より）

家族看護・子育て休暇の取扱いについて

1 休暇の内容

- ・負傷若しくは疾病にかかった配偶者等の看護を行う場合
 - ・中学校修了前の子等が予防接種若しくは健康診断を受ける際に付き添う場合
 - ・中学校修了前の子等が在籍する学校等の全部若しくは一部の休業が行われた際の養育
 - ・中学校修了前の子等が在籍する学校等が実施する行事へ参加する場合
- で、勤務しないことが相当であると認められるときに承認される特別休暇

2 家族の範囲

- ・配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）
- ・子及びその他の1親等の親族
- ・届出をしないが職員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者の父母又は子
- ・2親等の親族
- ・配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）の父母の配偶者で職員と同居しているもの

3 対象

(1) 看護

- ・「負傷若しくは疾病」とは、基本的にはその程度や特定の症状に限るものではなく、風邪、発熱等を含めてあらゆる負傷、疾病が含まれる
- ・看護の内容は、負傷、疾病による治療、療養中の看病及び通院等の世話をいい、後遺障害の機能回復訓練（リハビリ）の介助は含まない

(2) 予防接種

- ・中学校修了前の子等が、予防接種（任意の予防接種含む）を受ける場合

(3) 健康診断

- ・中学校修了前の子等が、健康診断（任意の健康診断含む）を受ける場合

(4) 学校等の全部若しくは一部の休業

- ・感染症の予防のため又は気象警報等により、中学校修了前の子等が在籍する学校等の全部若しくは一部が臨時に休業となった場合

(5) 学校等が実施する行事

- ・中学校修了前の子等が在籍する学校等における入学式、卒業式、文化祭、運動会、授業参観等

4 取得日数

8日（中学校修了前の子等が2人以上の場合12日）の範囲内の期間

※制度拡充に伴う2021年の取得日数の取扱いは、中学校修了前の子等が2人以上の場合、4月1日から12月31日までの間で12日、その他の場合は、4月1日から12月31日までの間で8日。既に使用した休暇日数は、施行日以後もそのまま引き継ぐ。

※年の途中で中学校修了前の子等の人数が変わった場合は、休暇取得の時点によって取得可能な日数が異なるので注意

【2022年1月1日以降の例】

1/1時点で、第1子（15歳・中学生）、第2子（12歳）がいる場合

- ・1/1～3/31の取得可能日数は12日、4/1以降の取得可能日数は4/1時点における休暇の残日数（残日数が8日を超えるときは、8日）
- ・1/1～3/31において5日間使用（3/31時点の残日数7日）した場合、4/1以降の取得可能日数は7日となる。

5 休暇の単位

日又は時間を単位として認められる期間

休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合のみ、1時間未満の端数について使用できる

6 休暇の取得手続

(1) 休暇を取得する際は、総務事務システムに必要事項を入力し、承認権者の承認を得る

(2) 事由の確認については、医師の診断書や健康診断の実施案内の写し等の提出を義務づけず、承認権者が個別に判断する

新潟県高等学校教職員組合